

## 日本 NPO 学会 会員の懲戒に関する細則

### 第1条（目的）

この細則は、日本 NPO 学会（以下、「本会」という。）会則第9条第3項に基づき、会員の懲戒の種別並びに懲戒手続きに関し必要な事項を定める。

### 第2条（懲戒の種類）

本会が会員に科す懲戒処分は、以下の各号に掲げる通りとする。

- (1) 嚴重注意 口頭にて注意し将来を戒める。
- (2) 戒告 文書にて注意し将来を戒める。
- (3) 委員の解任 本会の委員に就任している場合に当該委員を解任する。
- (4) 会員資格の停止 一定の期間を定めて会員の資格を停止する。
- (5) 退会勧告 本会からの退会を勧告する。
- (6) 除名 会員としての資格を喪失させる。

### 第3条（処分）

理事会は、会則第9条第1項に定める事由に該当する行為をなした会員（以下「対象会員」という。）を、前条に定める懲戒の対象とすることができる、

- 2 前条の処分は、除名する場合を除き、必要に応じて複数を同時に科することができる。
- 3 前条4号で定める会員資格の停止期間は、3箇月以上1年以内の期間とする。
- 4 前条5号で定める退会勧告においては、理事会が必要と判断した場合は、一定の期間を定めて対象会員が自ら退会をしない場合は除名とすることを合わせて決議することができる。この場合は、対象会員が当該期間を経過しても退会をしない場合は、当該理事会決議をもって除名決議とし、第5条第2項の総会決議にかけることができるものとする。

### 第4条（調査の開始）

会長は、会則第9条第1項に定める事由に該当する行為をなした疑いのある会員（以下「被疑会員」という。）の存在が判明したときは、すみやかに当該行為についての調査委員会を設置し、その事実の有無、内容、程度、状況等を調査させなければならない。

- 2 前項の調査委員会は3名以上5名以下をもって構成し、委員は理事以外の者（本会会員でない者を含む）から、理事会の承認を得て会長が指名する。
- 3 調査委員会には、委員の互選により委員長を置く。
- 4 調査委員会は委員長が招集し、議長は委員長とする。
- 5 調査委員会から調査への協力を求められた被疑会員及びその他の会員並びに監事は、調査に協力しなければならない。

- 6 調査委員会の議事及び審査は公開しない。ただし、調査委員会の承認を得た者は、審査を傍聴することができる。
- 7 調査委員会はすみやかに調査を実施し、調査報告書を会長に提出する。
- 8 会長は、前項の調査報告書を受けて、会則第9条第1項に定める事由の有無について判断し、その判断内容を調査報告書とともに理事会に報告しなければならない。
- 9 前項において、調査報告書に記載された被疑会員以外の氏名等の個人情報については、理事会の審議に支障がない限り、会長の判断で匿名化することができる。

#### 第5条（処分の審議及び決議）

理事会は、懲戒手続きに付された事案について、調査報告書に基づき、被疑会員に対する懲戒の要否について審議を行う。

- 2 理事会は、被疑会員が除名に相当すると判断した場合は、会則第9条第1項に基づき、理事会の決議に加え、総会において正会員総数の3分の2以上の決議を経て除名を決定する。
- 3 理事会は、被疑会員が除名以外の懲戒に相当すると判断した場合は、理事会で処分の種別を決定した上で決議する。
- 4 理事会は、第2条4号の会員資格の停止を決議する場合は、その停止期間を決定しなければならない。
- 5 第2項及び第3項において、理事会で決議する前に、被疑会員に対し、事前に相当の期限を定めて理事会宛の弁明書提出の機会を与えなければならない。
- 6 本条における理事会の決議は、出席理事の過半数の賛成をもって行う。
- 7 除名を総会で決議する場合は、会則第9条第2項にもとづき、被疑会員に対し、事前に相当の期限を定めて総会宛の弁明書提出の機会を与えなければならない。
- 8 総会における除名の決議において、会則第14条第2項に定めるところにより、正会員は、正会員を代理人とする議決権の行使、書面による議決権の行使または電磁的方法による議決権の行使を行うことができる。

#### 第6条（処分の執行）

懲戒処分の決議がなされた場合は、会長はすみやかに対象会員に対してその旨を書面で告知して執行する。ただし、嚴重注意の場合は会長が対象会員に対して、適宜の方法により口頭もしくは電話にて執行する。

- 2 前項の告知を郵便によって送付するときは、配達証明取扱の書留郵便により行う。
- 3 除名の場合において、対象会員の所在が知れないときは、対象会員が本会に連絡先として届けている住所地に普通郵便にて告知書を送付するとともに、民法第98条に定める公示送達の方法で行う。
- 4 除名以外の処分において、対象会員の所在が知れないとき、もしくは対象会員が告知書の受取りを拒絶したときは、対象会員が本会に連絡先として届けている住所地に普通郵便にて告知書を送付することで足り、その場合は発信した翌日をもって告知し

たものとみなす。

#### 第7条（会員資格停止中の扱い）

第2条4号の会員資格停止処分は、対象会員に対する告知が到達した日をもって資格停止期限の始期とする。ただし、その始期について、処分を決議した理事会で別の定めをした場合はそれによる。

- 2 会員資格停止処分を受けた者は、その期間中、会則その他の規定で定められた会員としての資格にもとづく全ての権利を行使できないものとする。
- 3 会員資格停止の期間中についても、本会の会費を納入しなければならない。

#### 第8条（勧告）

会長は、第2条4号から6号に定める懲戒処分に該当する可能性があると判断した場合は、懲戒処分が決定するまでの間、被疑会員に対し、本会における会員としての活動の自粛を勧告することができる。

#### 第9条（細則の変更）

この細則の変更は、理事会決議により行う。

#### 附 則

- 1 この細則は、平成29年5月14日から施行する。
- 2 この細則は、施行日以降に本会に判明した事由に対して適用する。